



加東市国民健康保険加入者向け 人間ドック受診費用助成事業を始めました

今年度から、人間ドック受診費用の一部助成を開始しました。

助成対象 次の要件を全て満たす方

- 加東市国民健康保険に加入している方
- 住民税・国民健康保険税など、市の債権に係る徴収金を滞納していない方
- 人間ドック受診日の属する年度内にまちぐるみ総合健診や個別健診での特定健康診査を受診していない方
- 特定健診に係る事業へ受診の結果を提供できる方

加東市民病院で受診する場合

○助成金額

27,000円

- 申請に必要なもの
 - ① 国民健康保険被保険者証
 - ② 認印(スタンプ印は不可)
 - ③ 届出者の本人確認書類(運転免許証等)
- 申請時期

加東市民病院で受診を予約した後、受診日の20日前までに保険・医療課で助成を申請してください。

加東市民病院以外で受診する場合

○助成金額(受診費用の1/2まで)

1日人間ドック

18,000円(上限)

1泊2日人間ドック

30,000円(上限)

- 申請に必要なもの
 - ① 国民健康保険被保険者証
 - ② 認印(スタンプ印は不可)
 - ③ 届出者の本人確認書類(運転免許証等)
 - ④ 人間ドックで支払った受診料の領収書(原本)
 - ⑤ 健診結果表
 - ⑥ 助成金を振り込む口座がわかるもの(通帳等)
- 申請時期

※受診者以外の名義の口座に入金する場合は、受診者から振込先の口座名義人への委任状が必要です。

受診後に申請してください。

問い合わせ 市民生活部保険・医療課
(庁舎1階) ☎43・0500

住宅への省エネ設備設置を補助します

加東市エコハウス設備設置補助



加東市では、省エネ・蓄エネ・創エネの普及を促進するため、自らが居住する住宅に対象設備を導入した方に、費用の一部を補助します。

対象者 次の要件を全て満たす方

- ① 加東市に住民登録があること
 - ② 補助対象の設備を、平成28年4月1日以降に契約し、自らが居住している加東市内の既存住宅(※1)に設置していること
- ただし、対象設備が既に設置されている建売住宅を購入した場合は除きます。
- ※1 既存住宅：平成28年1月1日時点で、土地・家屋名寄帳兼課税台帳に家屋として記載されている住宅。

- ② 申請者の属する世帯の全ての世帯員が、住民税など、市の債権にかかる徴収金を滞納していないこと。
- ③ 加東市が実施する温室効果ガス排出量削減等の地球温暖化防止対策事業、電力使用状況調査等へのアンケート等に協力できること。

申請期間

6月1日(木)

平成30年2月28日(水)

その他 交付金の額が、予定額に達した時点で申請の受付を終了します。

申請・問い合わせ

市民生活部生活課(庁舎1階)

☎43・05002

対象設備と交付額

対象設備の項目	交付額等	
【A. 窓・ガラス】 ①内窓設置 ②外窓交換 ③ガラス交換	①～③いずれかの設置に係る費用の1/4 (上限2万5千円)	
【B. 太陽熱利用システム】 ④自然循環型 ⑤強制循環型	自然循環型2万円・強制循環型4万円	
【C. 高効率給湯器】	⑥家庭用ヒートポンプ給湯器(エコキュート等)	5万円
	⑦潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ等)	3万円
	⑧潜熱回収型石油給湯器(エコフィール等)	3万円
	⑨燃料電池式コージェネレーション(エネファーム等)	10万円
⑩ガスエンジンコージェネレーション(エコウィル等)	5万円	
【D. 蓄電池】 ⑪定置用リチウムイオン蓄電池	10万円	

○市内の事業者と契約・施工した場合は、補助金の交付額が2倍になります。

ただし、施工額を交付金の上限とします。

※市内の事業者…工事請負契約書等と領収書にある事業者の所在地が市内であること。

○同じ項目に含まれる対象設備への補助は、一戸の住宅につき1回限りとします。

(複数世帯住宅は一戸とみなします。)

粗大ごみ・小型家電回収のお知らせ

- お住まいの地域以外の搬入場所には持ち込めません。
- 対象地域にお住まいであることを確認するため、運転免許証等、住所が確認できるものをご持参ください。ご協力をお願いします。
- 雨天中止の場合は、防災行政無線などでお知らせします。(小雨決行)

問い合わせ
市民生活部生活課
(庁舎1階) ☎43-0503

お住まいの地域	日時	搬入場所	搬入時間
東条地域	5月7日(日)※雨天の場合5月14日(日)	加東消防署東条出張所前	8時30分～12時
社地域	5月14日(日)※雨天の場合5月21日(日)	上中埋立処分地	
滝野地域	6月4日(日)※雨天の場合6月11日(日)	播磨中央公園駐車場(滝野文化会館西側)	

種類	品目例
使用済小型家電	携帯電話・パソコン・ワープロ・掃除機・扇風機・電子ポット・ドライヤー・小型シェーバー・電話機等、家庭で使用する電気機器 ※個人情報が含まれるものは、持ち込む前に必ず各自で情報を消去してください。
プラスチック類	プラスチックのみの製品…バケツ・ハンガー・衣装ケース等 金属と複合している製品…おもちゃ・時計・洗濯ばさみ等
金属類	自転車・一輪車・オートバイ・草刈り機・ガスレンジ・湯沸かし器・石油ファンヒーター・石油ストーブ・その他金属製品等 ※燃料は必ず抜いてから持ち込んでください。
廃食用油	菜種油・大豆油・コーン油・サラダ油等の植物油 ※天かすなどの異物を取り除き、食用油容器やペットボトルに入れて持ち込んでください。

持ち込めないもの

- テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等
家電リサイクル法対象商品です。購入店か兵庫県電機商業組合の加盟店に引き取ってもらってください(兵庫県電機商業組合の加盟店は、生活課までお問い合わせください)。
- 家具・建具類等の木製品・ふとん等の寝具類・カーボンファイバーやグラスファイバー製品(スキー板、釣り竿等)
社・東条地域の方は小野クリーンセンターへ、滝野地域の方はみどり園へ直接持ち込んでください。
- ガラスや布部分がついた金属・プラスチック製品(魔法瓶・チャイルドシート・ベビーカー等)・プラスチック製で金属以外のもの(天然皮革等)がついた製品
そのままでは持ち込めません。ガラス、布、木製などの部分を取り除いてから持ち込んでください。
- プラスチック製でも塩化ビニルが含まれるもの(ビニルハウス、お風呂のフタ等)
30cm以下の大きさにして、燃えるごみで出してください。
- 農業で使用したもの(育苗箱等)
購入店に引き取ってもらうか、農協等の回収を利用してください。
- 車のバンパーやタイヤ等
取扱店に引き取ってもらうください。



新婚世帯を支援

最大24万円



加東市では、新生活を始める新婚世帯に、新居の住居費や引っ越し費用の一部を助成します。

○補助金交付の対象となる世帯

- 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に婚姻届を提出・受理された夫婦のうち、次の要件を全て満たす夫婦
- ・加東市に住民登録があること
- ・夫婦の総所得金額が340万円未満であること
- ・夫婦がどちらも39歳以下であること
- ・夫婦のどちらかが、住民税など、市の債権に係る徴収金を滞納していないこと
- ・その他の公的制度による家賃補助を受けていないこと

○補助金の額

新居の住居費(市内に住宅を取得する費用または市内の住宅物件の賃借料等)や引っ越し費用の合計額(上限24万円)

○制度の詳細はお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

まち・農整備部地域整備課
(庁舎3階) ☎43・0517